

周南市議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

周南市議会委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年3月17日 提出

提出者 周南市議会議会運営委員会

委員長 古 谷 幸 男

周南市議会委員会条例の一部を改正する条例

周南市議会委員会条例（平成15年周南市条例第243号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「事故のため」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日数8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(参 考)

周南市議会委員会条例新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(欠席、遅刻又は早退の届出)</p> <p>第13条 委員は、<u>事故のため</u>欠席し、遅刻し、又は早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p> <p>2 委員は、<u>出産のため</u>出席できないときは、<u>日数を定めて</u>、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</p>	<p>(欠席、遅刻又は早退の届出)</p> <p>第13条 委員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため</u>欠席し、遅刻し、又は早退するときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p> <p>2 委員は、<u>出産のため</u>出席できないときは、<u>出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前</u>の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、<u>その期間を明らかにして</u>、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</p>